

## 公害防止協定の締結及び運用に関する指針

### 目次

- 第1章 総則（第1－第4）
- 第2章 協定書及び協定細目（第5－第12）
- 第3章 雑則（第13－第15）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1 この指針は、公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号。以下「条例」という。）第11条に規定する公害の防止に関する協定（以下「協定」という。）の締結及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）協定書 締結する協定を証するものをいう。
- （3）協定細目 協定書に定める事項の実施方法等細部について定めたものをいう。
- （4）協定値 協定書に定める事項を遵守するための環境負荷項目に係る基準値をいう。
- （5）仙塩地域七自治体公害防止協議会（以下「七者協」という。） 宮城県知事（以下「七者協会長」という。）、仙台市長、塩竈市長、名取市長、多賀城市長、七ヶ浜町長及び利府町長を構成員とする仙台港湾公害防止対策地域（別紙に掲げる地域をいう。以下同じ。）における公害防止協議会をいう。
- （6）事業者 工場又は事業場（以下「事業所」という。）を設置し、又は設置しようとする者をいう。
- （7）協定締結自治体 協定を締結し、又は締結しようとする自治体で、原則として県及び事業所の立地市町村をいう。ただし、仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業所の場合は、七者協を構成する自治体をいう。

#### （協定締結自治体の責務）

第3 協定締結自治体は、協定を締結した事業者に対して公害防止及び環境保全に関する適正な指導や情報の提供を行なうとともに、事業者の環境データ（環境負荷発生量、環境に関する規制の遵守状況等）及び環境保全活動等の情報を公開するよう努める。

#### （協定締結事業者の責務）

第4 協定を締結した事業者は、協定書に定める事項を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。また、自らの環境データ及び環境保全活動等の情報を公表し、地域住民との環境コミュニケーションを積極的に推進するよう努める。

## 第2章 協定書及び協定細目

### (協定締結基準)

第5 協定締結自治体の長は、本県又は隣接県等に立地する事業所（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）であって、本県に対し相当の環境負荷を与えるおそれのある事業所を有する事業者と協定を締結する。ただし、当該事業所における主たる事業が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき別表第1に掲げる許可等を受けて行う事業である場合、当該事業所が下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6項の規定による終末処理場である場合又は当該事業者が国若しくは地方公共団体である場合を除く。

- (1) ばい煙発生施設等に係る燃料等の燃焼物の総量が、定格最大でおおむね年間 5,000 t（重油換算値）以上である大規模事業所
- (2) 事業所から公共用水域へ排出する排水量が、最大でおおむね 1 日 3,000m<sup>3</sup>以上である大規模事業所
- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第1種指定化学物質の取扱総量がおおむね年間 100 t 以上見込まれる製造業の業種に属する事業所

2 協定締結自治体の長は、前項の規定にかかわらず、事業所の立地市町村の長と協定の締結について協議の上、知事が環境保全上特に必要と認める事業所を有する事業者と協定を締結することができる。

### (協定対象施設等)

第6 協定の対象となる施設等（以下「協定対象施設等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、発電工程、ガス製造工程又は熱発生工程を形成し、環境負荷の発生源となる機械又は装置
- (2) 環境関連法令や条例（以下「環境関連法令等」という。）に定める施設
- (3) 公害の防止又は環境負荷の低減を目的とする施設
- (4) 事業活動に伴い使用又は副生する化学物質
- (5) その他前各号に掲げる施設等と同等の措置が必要と認められる施設等

### (標準協定書)

第7 第5の規定により締結する協定の標準協定書は、別紙1のとおりとする。

### (標準協定細目)

第8 協定細目の標準協定細目は、別紙2のとおりとする。

(協定値の設定)

第9 協定値の設定に当たっては、自主検査の測定回数を環境関連法令等の規定による回数より多くする場合に限り、環境関連法令の規定による規制値と同値とすることができる。

(協定締結協議)

第10 協定を締結する事業者は、原則として事業所の立地が決まり次第、協定締結自治体の長との協議を開始し、環境関連法令等の規定による届出等を提出する前に、協定対象施設等に関する協議を終了するものとする。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）に規定する対象事業、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号。以下「宮城県アセス条例」という。）に規定する対象事業又は仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号。以下「仙台市アセス条例」という。）に規定する対象事業（以下「アセス対象事業」という。）を行う場合は、アセス法第27条、宮城県アセス条例第23条若しくは第35条又は仙台市アセス条例第20条の規定による公告後であって、事業所立地の着工前に協定締結自治体の長と協議するものとする。

- 2 協定を締結する事業者であって、廃棄物処理法による許可等を要する施設を設置しようとする事業者は、当該許可等を要する協定対象施設等に限り、前項の規定にかかわらず、当該許可等がなされた後（ただし、廃棄物処理法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による許可等を要する場合は、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号）第25条又は仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年仙台市告示第377号）第19条の規定による通知がなされた後）に協定締結自治体の長と協議するものとする。
- 3 前2項に規定する協議は、別記様式第1号により行うものとする。

(協定締結事業者の新設等の協議)

第11 協定を締結した事業者は、原則として協定対象施設等の新設、増設又は変更（以下「新設等」という。）によって環境負荷が増大するときは、環境関連法令等の規定による届出等の前に協定締結自治体の長と協議する。ただし、アセス対象事業を行うときは、アセス法第27条又は仙台市アセス条例第20条の規定による公告後であって、新設等の着工前に協定締結自治体長と協議するものとする。

なお、次の各号に掲げる協定対象施設等にあつては、当該各号に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 第6第1号に規定する施設のうち、同第2号に該当しない施設で協定値を設定していない施設の変更を行うときは、変更後速やかに協定締結自治体の長に報告するものとする。
- (2) 第6第3号に規定する施設のうち、専ら生活排水のみを処理する施設の新設等を行

うときは、環境関連法令等の規定による届出等の後に協定締結自治体の長に報告するものとする。

- (3) 廃棄物処理法による許可等を受ける施設の新設等を行うときは、許可等がなされた後に協定締結自治体の長に報告するものとする。
- 2 協定を締結した事業者は、協定対象施設の新設等によって環境負荷が維持又は減少する場合は、新設等の後速やかに協定締結自治体の長に報告するものとする。
- 3 前2項に規定する協議及び報告は、別記様式第2号により行うものとする。

#### (協定締結事業者の報告)

第12 協定を締結した事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる様式により環境関連法令等の規定による届出がなされた後に協定締結自治体の長に報告するものとする。

- (1) 代表者等の届出事項の変更 (別記様式第3号)
- (2) 協定対象施設等の廃止 (別記様式第4号)
- (3) 協定締結事業者の地位の承継 (別記様式第5号)
- (4) 協定に関わる権限の委任 (別記様式第6号)

### 第3章 雑則

#### (協議期間等)

- 第13 第10又は第11に規定する協議(以下「協議」という。)に対する回答は、原則として事業者から協議書の提出があった日から2か月以内に行うものとする。
- 2 協定書の締結の時期は、原則として事業活動の開始前とする。

#### (協定書等の変更)

第14 協定書及び協定細目(以下「協定書等」という。)の変更を要する協議又は第12に規定する報告がなされた場合は、協定書等の締結者は協定書等を変更する。

#### (評価指針等)

第15 協議に当たっての評価指針等は、別に定める。

### 附 則

- 1 この指針は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行前に締結された協定又は確認書については、それぞれこの指針第6又は第14の規定により締結された協定又は確認書とみなす。
- 3 この指針の施行前に取り交わされた覚書については、この指針第14の規定により取り交わされた確認書とみなす。

### 附 則

#### (施行)

- 1 この指針は、平成25年4月1日から施行する。

(確認書の取り扱い)

2 改正前の指針第14(確認書取り交わし基準)に基づき取り交わした確認書については、次のとおり扱うものとする。

(1) 確認書取り交わし事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる様式により速やかに知事(仙台港湾公害防止対策地域に事業所が立地する場合は、七者協会長)に報告するものとする。

イ 代表者等の届出事項の変更(別記様式第3号)

ロ 確認書取交し事業者の地位の承継(別記様式第5号)

ハ 確認書に係る権限の委任(別記様式第6号)

ニ 事業所の廃止(別記様式第7号)

(2) 確認書の変更を要する前項の報告がなされた場合は、確認書の取り交わし者は、確認書を変更する。

附 則

(施行)

この指針は、令和3年10月29日から施行する。